浜田児童相談所一時保護所

第三者評価　報告書

令和７年度１２月

―　　目次　―

第三者評価の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

●総評

総評・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

【第三者評価目次】
第１部 こども本位の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
１．　一時保護施設の理念・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・ 10
２．　こどもの権利・こどもの意向の尊重・・・・・・・・・・・・・ 13
３．　一時保護施設における権利制限・・・・・・・・・・・・・・・ 16
４．　入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止・・・・・・・ 19
第２部 一時保護施設の環境・運営体制・・・・・・・・・・・・・・・ 20
１．　一時保護施設の環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
２．　職員体制・職場環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
３．　情報共有・関係者間連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
４．　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第３部 一時保護施設における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
１．一時保護施設の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
２．アセスメント・支援方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
３．一人ひとりの特性や課題等への対応・・・・・・・・・・・・・・ 33
４．一時保護施設からの退所に向けた支援・・・・・・・・・・・・・ 36
第４部 一時保護施設の管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
１．　安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
２．　施設運営計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護されたこどもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案)」(三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2024 年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

・職員自己評価

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。

・こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。評価機関で回答を集計し、結果とした。

・事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から事前提出を受けた。
（施設概要、組織図、業務分掌、平面図、こどもに対する説明資料等）

・訪問調査

（１）一時保護所概要確認
（２）施設見学
（３）自己評価項目について聴き取り(管理職等)
（３）職員ヒアリング(正規職員等)
（４）申し送り会議への立ち合い
（５）フィードバック

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の４段階で評価した。

【評価ランクの考え方】

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

総評

２０２５年１２月３日(水)～４日(木) 実地調査実施分

総 評
（特色） ○　浜田児童相談所は、３市３町（浜田市、大田市、江津市、邑智郡）を管内としています。 昭和２４年４月、浜田市殿町（公会堂の一室）に島根県浜田児童相談所が開設され、その後の庁舎移転等の経過を経て現在の浜田市上府町へ平成１６年庁舎新築・移転（鉄骨平屋建ての児童相談所と一時保護所が同一敷地内に併設）。 平成１７年４月、浜田知的障害者更生相談所を心と体の相談センターに統合、女性相談窓口が設置された。 『基本理念』 ○ こどもの安心・安全な環境づくり ○ こどもの意見表明、意見聴取 ○ こどもの個性の尊重 ○ 全ての職員による協働 ○ 職員の研鑽 「基本理念を踏まえた取り組み方針」 ○こども達の個性を尊重した支援を行います（個性重視） ・こどもは、一人一人がちがうということを念頭に置きます。 ・障がいや、非行傾向にあるこども等、課題を抱えているこどもに対する知識を学んでいきます。 ○児童相談所すべての職員と力を合せて支援します（協働） ・こどものために、声を上げていくことが大切です。こどものために必要なことについて、他係と共有します。 ○こどもたちの支援の向上を目指して、日々の研鑽を重ねます（自己努力） ・所内・所外の研修に積極的に参加し、学ぶ姿勢を持ち続けます。 ・学んだことは職員同士で共有し、日々の支援に活かしていくように努めます。 （優れている点） ○小規模な児童相談所の利点を活かし、相談部門と一時保護所の職員間の情報共有・連携によるこどもへの支援が行われています。 ○一時保護所では、こどもたちの健康管理、学習指導、安心・安全な生活日課の運営に

向けて、児童指導員、夜間児童指導員、看護師、学習支援員、調理員が配置され、一人ひとりのこどもの特性に合った安心・安全生活、健康管理や学習等が日課表に基づき行なわれています。
また、調理員により一週間の献立が作成され、健康に配慮された手作りの食事が提供されています。
特に今年度から看護師が配置され、こどもの体調変化（ケガ等含む）への初期処置や医療機関への対応、誤薬の発生がないよう服薬管理、必要時にはアレルギー児へのエピペン対応やインシュリン投与も対応可能となりました。

〇こどもの意見表明の支援
こども４つの権利条約（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の中の自由に意見を表明する権利（意見表明支援）への取り組みとして、今年度から島根中央児童相談所一時保護所において「アドボケイト」体制が確立され、こどもの意見や思いに寄り添う等の必要な支援に向けての取り組みがスタートしています。
浜田児童相談所においても導入に向けて、職員への周知や体制についての検証が行われています。

〇各種マニュアル等の検証と職員研修の実施
定期的な各種マニュアル（規程等含む）の定期的な検証による点検や修正に加えて、新たな追加等が実施され、職員への周知等による業務運営が行なわれています。

（改善が望まれる点）
〇①職名としての保育士の職員はありませんが、実態としては複数名の保育士が在籍されていますので、保護所内での乳幼児への適切な保育は可能となっていますが、乳児院や里親への委託保護となる場合が多くなっています。一時的に保護所で対応せざるを得ない場合の為、緊急対応できるよう備品等が常備されています。
②障がいの程度により対応可能な場合は保護所で対応しておられますが、障がい特性に応じた施設等への委託をされる場合もあります。県内４保護所で連携しての検討が出来ると良いと思います。
③性的アイデンティティに配慮が必要なこどもに対しての対応につきましても、その時点での対応と思われます。事前の手順等の整備に期待します。
④重大事件に係る触法少年に対して児童自立支援施設の利用を基本としておられますが、職員の付き添いが必要である等の課題があります。
県内の児童相談所・一時保護所との連携した適切な対応の取り組みが効果的と考えます。

〇一時保護所間の連携や緊急時の相互支援等が発生した場合の的確な対応を円滑に実施されるためにも、①～④までの対応に対しての島根県内4保護所が協力し合い、統一した対応マニュアルの作成を目指して頂きたいと考えます。

〇保護所内での対応や委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、特に性的アイデンティティに配慮が必要なこどもや重大事件に関わるこども等についても、緊急時に一時保護所においてある程度の期間、保護できるような体制整備を検討されることを期待します。

〇「一時保護中の原籍校登校」については、管内が広域であることや人員配置の関係もあり行われていません。会計年度任用職員による登校の送迎等も考慮し、希望する児童に対しては可能な限り対応される事に期待します。

〇職員配置基準上は定員に応じた職員数ですが、定員児童数に達した場合には現在の配置基準度では職員数が不十分になると思われます。
相談部門をはじめとする児童相談所本体にも負担となりかねません。
正規職員の力量や負担に頼る運営とならない為にも、正規職員と会計年度任用職員のバランスも考慮した定員数に見合った一時保護所の職員配置の早期見直しに期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項の提案
職員	〇一時保護所の運営体制として、年度任用職員の構成比が多い状況です。多様な児童対応にすべく業務スキルの向上に向けた研修の充実に期待します。特に、シフト勤務という事もあり夜間児童指導員における研修体制を工夫して行われることに期待します。 〇職員の方々は、一時保護所運営に専門性を持ち、保護所の目的を遂行しようと日々取組んでおられます。国の一時保護政策の向上、改善のために必要な現場の意見を発信して頂きたいと思います。 〇会計年度任用職員の割合が高く、正規職員の負担が増大しています。経験の多い正規職員の育成と割合を増やす取り組みに期待します。 また、組織的に充実した研修体制、人材育成に向けても職員配置の見直しを望みます。

児童相談所（一時保護所）	○児童相談所（一時保護所）の理念に基づき、職員間で共通した目的を理解し、こどもの最善に向けたチーム連携の組織運営が重要と考えます。定期的な理念の実践の振り返り（評価・課題・改善等）の機会を持たれる事も良いと考えます。 ○こどもにとって最善の一時保護所となるよう、児童相談所に併設されていることのメリットを最大限に活かした運営を心掛けて頂きたいです。
設置自治体	○現在夜間は会計年度任用の夜間児童指導員の体制ですが、こども達の夜間の行動観察を充実させるためにも、正規職員の増員を検討して頂き夜勤対応も可能な人員配置に期待します。また、組織的に充実した研修体制、人材育成に向けても職員配置の見直しを望みます。 ○現状の一時保護所の経験の多い正規職員の質の高さと過剰な負担によるところが多く見られます。 抜本的な改善が必要と思われます。 ○看護師、教員免許取得の人材確保に加えて、体制を更に充実するため保育士等の人材確保も検討ください。 ○人材育成に向けた研修の充実を図るために、研修参加が難しい状況が発生している場合は、職員配置の見直しや増員等の必要性についての検討もお願いします。 ○県内の 4 つの一時保護所で必要な各種マニュアルを再度点検し、統一された雛形を作成される事に期待します。 ○委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、未就学児や障がいのあるこども、重大事件に関わるこども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。未就学児も含めて必要な児童については、委託のみに頼らず、一時保護所で保護できる体制を整備される事に期待します。 ○緊急対応について、携帯電話で所長、副所長、相談支援課長、判定保

	護課長の４人で一週間ごとに第一報の連絡を受ける体制になっていますが、これに変わる電話相談専用職員の配置等の体制の導入、若しくは特別勤務手当の検討に期待します。
国	○現在の一時保護所を取り巻く国の対応は、児童人口の多い都市部を中心に考慮されており、職員の配置基準や予算規模が地方自治体の実態は考慮されていないように取れます。 人口やその規模に応じ各自治体がフレキシブルに運営できる制度改定を望みます。 ○こども（小・中学生）の不登校、いじめ、家庭内暴力等への減少に歯止めがかからない社会の現状であり、全てのこども達が安全で安心な生活が保障される国づくりに早急な対策が望まれます。

第１部 こども本位の支援

1.一時保護施設の理念・基本方針

項目	評価項目	評価
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
1-1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
1-2	理念・基本方針が職員に周知している	○
1-3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている	○
1-4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
1-5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
1-6	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
No.2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
2-1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2-2	こどもをあたたかく迎え入れている	○
2-3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
2-4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
2-5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
2-6	こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
2-7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかかわりをしている	○
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
3-1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
3-2	こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	△
No.4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A

4-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセ―ジとして伝えている	○
4-2	こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通 して、自己表現を促している	○
4-3	こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう 物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4-4	こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
No.5	個別支援を適切に行っているか	A
5-1	こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
5-2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
○「一時保護所のしおり」、「一時保護所のおやくそく」を用いて、一時保護所で安心して過ごせる場としての生活ルール等の案内に加えて、あなた（こども）は、大切な存在であり、心配事や困った場合は、いつでも相談して欲しい旨の説明が行われています。 ○こどもの権利擁護として、あなたは一人の大切な人間ですという旨の「入所時セット」の資料を用いて、日常の心配ごとや困った時の相談をして欲しい旨の説明が行われています。 ○一時保護所は、居室「男子棟３室（２人部屋）・女子棟３室（２人部屋）」、トイレ（男女別）、風呂、食堂・娯楽室の兼用、プレールーム、庭等の設備環境となっています。清潔な衣類の提供、清潔を維持するための保護所内等の毎朝の清掃、調理員による温かい食事の提供等、入所のこども達の日常生活の支援が行われています。 ○６居室（定員１２名）での生活は、入所のこどもが６名以上になると同部屋の生活が余儀なくされ、プライバシー等への配慮は困難となりますが、性別、年齢、特性等を考慮する等による入所個室の対応等が行なわれています。 ○こどもの意見・要望等の適切に表明できるための相談方法や相談窓口の開設等が行なわれ、気軽に相談して欲しい旨等について、入所時にケースワーカー（児童福祉司）、

児童心理司等から丁寧な説明が行われ、入所後においても日常生活の場で困ったことは何でも相談して欲しい旨を伝えながらの支援が行われています。

〇入所時の対応として、身体（傷、打撲等）の確認が行われ、医療機関への受診等が必要な場合の対応やケースワーカー、児童心理司等からの過去の心の傷を負った体験等の心理的、身体的なトラウマ反応等の情報共有を図り、その後の行動観察による個別支援への対応に活かされています。

〇一時保護所運営は、判定保護課（児童心理司、学習指導員、看護師、調理員、児童指導員、夜間等児童指導員）の体制による組織運営が行なわれ、児童相談所の相談支援課のケースワーカー等による外部対応（家庭、委託事業所、里親、学校等）の各種の情報共有によるこどもへの支援等が行われています。

（優れている点）

〇一時保護所と児童相談所が同一敷地、同一建物内
にあることから相談支援による受け入れ時の迅速な対応の実施から受入れ後の日常生活に於けるこどもの言動、行動、思考、体調状況等の各種情報の共有が同一敷地の日常業務の中で行われる状況にあり、一時保護所担当と相談支援課等の相互の業務連携が容易であることから、こどもや保護者等への対応や円滑な業務運営が行なわれる環境が整えられています。

〇朝夕の引継ぎミーティング（日々、相談支援課のケースワーカー等の参加）による児童指導員と夜間等児童指導員の意見交換やすり合わせが職員間で意思疎通が行われる等、それぞれの役割・機能（当日の業務内容等含む）を相互に理解した業務運営が行なわれています。

（改善が必要な点）

〇一時保護所内の日常生活が安心して過ごせる場である旨の一時保護所の環境整備等について、一時保護所のしおりやホームページ等への掲載内容の工夫に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

〇入所のこどもの日常生活の中で、思考や言動、行動及びその背景等の洞察・観察力を更に充実するために、こども一人ひとりの特性等の日常的な家庭生活状況や要因等を深堀するための一時保護所担当者（夜間等児童指導員含む）業務の実践的な「トラウマインフォームドケア」等の実践的な研修の取り組みに期待します。

2.こどもの権利・こどもの意向の尊重

項目	評価項目	評価
No.6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
6-1	こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
6-2	こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
6-3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
6-4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
No.7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
7-1	こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
7-2	こども会議等、こどもの意見を聞く場がある	○
7-3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
7-4	こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている	○
7-5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	○
No.8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
8-1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
8-2	意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	○
8-3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	△
No.9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
9-1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
9-2	一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている	○
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
10-1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
10-2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施	○

	設職員が聞き取りしている	
No.11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
11-1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
11-2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
11-3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
11-4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○
No.12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
12-1	こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
12-2	こどもが安心して話せるよう配慮している	○
12-3	こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
No.13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
13-1	こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
13-2	援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
13-3	こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
13-4	こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している	○
13-5	こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	○
No.14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
14-1	こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	○
14-2	こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
14-3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出	○

	したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	
14-4	こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○一時保護所への入所時には、一時保護所のしおり（児童相談所ってどんなところ？）及びあなたへのお知らせ（自分の意見を申し立てる権利ノート）のパンフレット等のイラストを活用して、こどもの保護の目的や施設の生活ルール等が、判定保護課長によるこどもへ説明が実施され、入所後に一時保護所職員による日常的な支援の中で、こどもの意見を尊重する旨の説明が行われています。 ○こどもの意見・要望が気軽に話せる環境として、意見聴取（週１回）、こども会議（毎月１回）の実施や意見箱の設置（一時保護所）が定期的に実施され、日常の生活日課等で知り得たこどもの意見・要望や思いを生活支援や今後の援助方針等につなげる取り組みが行われています。 　また、児童心理司がこどもの気持ちや心の動きを面接や心理検査を通して見立てておられ、多様な角度から知り得たこどもの思いを複合的に共有した支援にも活かされています。 ○一時保護所担当（児童指導員、夜間等児童指導員等）の朝夕のミーティング（こどもの行動観察内容や注意事項、担当業務の確認等の引継ぎ等）へケースワーカー、児童心理司等も参加することで、こどもの生活状況、意向や家族の意向等を担当者間で相互に踏まえた支援や対応が行われています。 （優れている点） ○相談支援課と判定保護課の間において、日常的なこどもや保護者等の意見・要望の電子化共有（児童相談システムへの児童記録や援助記録等）や判定会議（援助方針や一時保護継続・解除等の内容やスケジュール等）の情報共有によりこどもへのタイムリーで適切なフィードバックや説明が行われています。 （改善が必要な点） ○こどもの意見・意向の受け止めや支援の在り方等について、知識や経験等のスキルが相違する職員の共通認識を深めるための定期的な勉強会に期待します。 ○意見表明等の受け止め方や権利ノート等による説明時に、こどもの人権の権利と義務

等の関係の理解を深める対応や日常生活の日課の過ごし方の大切等をこどもに分かり易く説明するための工夫等に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

〇意見表明支援事業であるアドボカシー（外部の第三者への意見表明等）の取り組みとして、島根県中央児童相談所での先行導入が今年から始まり、今後、浜田児童相談所一時保護所での導入に向けての準備が進められています。

３.一時保護所における権利制限

項目	評価項目	評価
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
15-1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	〇
15-2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	〇
15-3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	〇
15-4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	〇
15-5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	〇
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
16-1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	〇
16-2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	〇
16-3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	〇
16-4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	〇
16-5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの	〇

	意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	
16-6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
No.17	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
17-1	懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
17-2	こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
17-3	こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	○
17-4	こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	○
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
18-1	こどもが私物を所持できることを基本としている	○
18-2	やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
18-3	スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○一時保護所での生活ルール及びこどもや保護者等の面会や電話連絡、手紙の要望等についての説明は、入所時に判定保護課長による説明が行われ、入所要因等を考慮する等、こどもの人権を十分配慮した適切な対応が行われています。 ○入所後には、一時保護所担当者から日常生活のルール等の説明が丁寧に行われています。また、各居室に「一時保護所のしおり」を置き、こどもがいつでも確認できるようにしてあります。 ○入所時に、こどもの持ち物が確認され、スマートフォン・タブレット端末、ゲーム機等及び危険物であるハサミやカッター等の刃物の持ち込みが出来ない理由（児童相談所入所しおり）等の説明が行われています。 持ち込みが出来ないものは、保護者に持ち帰ってもらうか退所の返却まで、総務課金庫で預かり物として保管されることとなっています。

〇家族等からの面会や連絡については、事前に一時保護所職員へ連絡が入った場合は、相談支援課へ情報提供する等、その後は、主旨確認等による必要性を踏まえた対応が行われています。

〇一時保護所内の集団生活に於ける個別対応が必要な自傷・他傷行為のこども、無断外出を繰り返す可能性のあるこども、性被害を受け情緒が不安定なこども、触法少年等のプライバシー保護が必要なこども等へ「個別対応実施計画書」が作成され、児童相談所の一時保護所担当の職員が共通の認識を持ち、一時保護所の通常の個室による懲罰的なものではない個別日課等による支援等の対応が行われています。

（優れている点）

〇入所のこどもの発達状況（乳幼児、児童、中・高校生）を考慮した施設内の生活ルールや１日の日課（起床、食事、学習、自由時間、就寝等）が設定され、こどもとの朝の会（昼の会含む）での相談・要望等の把握による支援対応やこども一人ひとりの特性を踏まえた日課の見直し等による柔軟な支援の取り組みが行われています。

（改善が必要な点）

〇児童相談所職員として最重点の取り組みである虐待防止（児童福祉法３３条の遵守）等に向けた職員研修の実施や職員間での確認が日常的に行われていますが、入所のこどもに係わる全ての職員（正規、会計年度等）が標準的な一時保護所研修カリュキラム研修等の受講を必須とする等の取り組みに期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

〇小・中学校においてもタブレット端末を利用した学習が進められている現状であり、一時保護所内の学習支援において必要となる場合について、保護所内での使用や通信設備の充実等について検討も必要な時代となりました。学習の可能性や必要性等について、地域の教育委員会等々の調整等の対応もご検討ください。

４．入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

項目	評価項目	評価
No.19	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A
19-1	こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	〇
19-2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明し	〇

	ている	
19-3	こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
19-4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○
No.20	こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
20-1	こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている	○
20-2	こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
20-3	こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
20-4	こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
21-1	入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
21-2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	B
22-1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○被措置児童等虐待対応ガイドライン（令和７年：こども家庭庁）の基本的な視点、留意点等に基づいた日常生活におけるこどもへの支援が行われています。 ○入所時において、「児童相談所のしおり」、「あなたへのお知らせ（権利ノート）」等に明文化されたツールを用いて一時保護所の日常生活の中で、困った時（被措置児童等虐待含む）場合は、児童相談所職員への相談をして欲しい旨や郵便での島根県のこども相談係へ申し出することが出来る旨を説明されています。 （優れている点）

〇人権研修は、正職員及び夜間等児童指導員全てに計画的な人権研修（こどもの人権等）が実施され、こども同士の権利侵害の防止や一時保護所職員として、全てのこどもの人権尊重等に向け「こどもの権利の４原則」等の権利の保障に向けて、地域活動の中心的役割（児童相談所）として取り組まれています。

（改善が必要な点）

〇国籍（文化、宗教、食事等含む）の違い、ＬＧＢＴＱ（性的指向）及び多様化する社会的な文化の中でのジェンダー指向のこどもの一時保護所への入所はありませんが、対応内容等に向けた検証や環境の準備及び職員の支援に向けたスキル向上の取り組みに期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

〇社会環境の変化等、国籍の違いやジェンダーレス化、ジェンダーバイアス等、男女間の格差を無くし、社会的な平等の権利の遵守、差別や偏見をなくす公平な社会を目指す取り組みとして、外部研修への参加及び日常業務の中でのスーパーバイズ等による実践的な職場研修に期待します。

第２部 一時保護施設の環境

１.一時保護施設の環境

項目	評価項目	評価
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
23-1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	〇
23-2	ユニットを整備している	〇
23-3	個室を提供している	△
23-4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	〇
23-5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	〇
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
24-1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	〇
24-2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	〇
24-3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	〇
24-4	家庭的な環境となるよう工夫している	〇
24-5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	〇
24-6	必要な修繕等を行っている	〇

24-7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○現在の新庁舎は、鉄筋の平屋建ての一時保護所で、居室は、畳の部屋とフローリングの洋室の男女別棟（それぞれ３室）の居室（定員２名）の定員１２名の居室が整えられています。その他の生活環境として、学習室、食堂・娯楽スペース、浴室、トイレ（男女別）洗濯室、フリースペース（バスケットリングや卓球台、バドミントン設備等）等、清潔感のある安心・安全な環境が整えられています。 ○保護所の庭は、野球やサッカー等には狭く、近隣の浜田市の公園を借用する等、身体を動かすための環境も確保されています。 ○乳幼児の緊急的な対応が出来るよう、オムツや衣類、ミルクも含め準備しておられます。 （優れている点） ○日常的に清掃も行き届き清潔な居室等に加えて、プライバシーへの配慮として、部屋の入口扉には、高い位置に小さな小窓や部屋の窓には、カーテンや窓フイルムの設置等による職員からの監視や外部を気にせず日々の生活になるような環境が整えられています。 ○居室単位の定員は２名で、現在の所、定員を超えた場合はありませんが、超過の場合は児童相談所の空きスペースを利用する等による対応が考えられています。 （改善が必要な点） （今後の取り組みに関する提案） ○全国で痛ましい乳児への虐待行為が発生している現状から緊急的な一時保護の可能性は排除できない現状と考えます。 乳児院への委託までの環境整備の検討に期待します。

２．職員体制・職場環境

項目	評価項目	評価
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責	A

	務を全うしているか	
25-1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
25-2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
25-3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
25-4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
26-1	受入れをするこどもの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	○
26-2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
26-3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
26-4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
27-1	夜間に 2 人以上の職員がいる	○
27-2	ユニットがある場合、夜間において 1 ユニットにつき 1 人以上の職員を配置している	○
27-3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある	×
27-4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	A
28-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
28-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	○
28-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	○
28-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
28-5	職員が外部研修を受講している	○
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
29-1	適正な就業状況を確保している	○
29-2	職員の健康管理を適切に行っている	○
29-3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○

29-4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

○適正な組織運営にあたり職務分掌が明確に示され、判定保護課の課長、係長、児童指導員（各１名）の正規職員の配置及び会計年度任用職員（児童指導員、調理員、看護師、夜間等児童指導員等）の勤務体制による一時保護所の業務運営が行われております。

○２４時間体制での一時保護所運営が実施され、夜間は、会計年度任用職員（夜間等児童指導員２名体制）の交代制シフトによる支援が行われています。

○児童相談所組織の職員への相談支援課、判定保護課の課長によるスーパーバイズが実施され、日常業務において必要な職員への指導・育成等が行なわれています。

（優れている点）

○相談部門と一時保護所が同一敷地の併設されている事から関係性の良好な施設運営が行われており、こどもの各種の相談受付から行動診察、援助方針までの一連のつながり等、日常的な情報共有が円滑に行われ、入所のこども・保護者等への適切な対応を行う体制となっています。

○職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとしてＯＪＴが行われ、課長、係長によるスーパーバイズが行われ、職員の指導・育成を行っておられます。
県のストレスチェックも実施されています。

（改善が必要な点）

○夜間における行動観察やケアができる正規職員の配置体制に期待します。
そのための常勤職員の増員も検討下さい。

○こどもの態度や背景の検証や真意を把握する為に、知識・技術スキル等の向上に加えて、こどもからの信頼につなげるための人と人との接し方等の更なる研鑽に努められることに期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○一時保護に従事される職員（会計年度任用職員含む）全てが、児童相談所の法・規範・倫理、運営・法令遵守等を守り、責任を持った外部対応が行われているものと地域社

会の方々は、理解、期待しており、一時保護所の適切な組織運営に必要な必須研修の実施に期待します。
特に会計年度任用職員の研修時間を持つための検討や工夫が必要であります。

３．情報共有・関係者間連携

項目	評価項目	評価
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
30-1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
30-2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
30-3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
31-1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
31-2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
32-1	個人情報を適切に取り扱っている	○
32-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
32-3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
32-4	法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要が生じた場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
32-5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
No.33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
33-1	こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
33-2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
33-3	AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

〇こどもの様子等の記録はパソコン内に入力されており、職員間での情報共有・引き継ぎは適切に行われています。

〇業務に必要な情報共有には、対応記録、業務日誌、観察日誌や措置記録、判定会議・支援方針会議記録等、多岐に渡る記録管理が実施されています。
基本的には、島根県の適正な情報管理マニュアルに基づき、こども・家族等の個人情報保護と情報セキュリティ対策等の情報管理が実施されています。

〇相談支援部門（相談支援課）と判定保護課（一時保護所）の相互のフォロー業務を円滑に推進するための毎朝の業務引継ぎ時に相談支援課から参加され、入所のこどもの行動観察の情報や家庭や関係機関の動き等の相互共有が図られ、一時保護所内の申し送りや当日の担当業務確認によるチーム連携による組織運営が行なわれています。

〇各種の記録データは、児童相談システムの運営として、データサーバーに蓄積（セキュリティ対策）管理され、紙ベースの個人情報は鍵のかかる書庫管理での保管、更には、個人が持ち歩けるＵＳＢ等は使用できない仕組みとなっています。

（優れている点）

〇相談部門（相談支援課）と一時保護所（判定保護課）が児童相談所の敷地内での併設であり、所長の管理の下、日常の入所のこどもの日課や意見・要望や行動等の情報共有の一時保護所の朝の業務引継ぎへの参加や情報化（児童相談システム確認等）が円滑に実施され、相互に業務の遅延や齟齬の発生を縮小するための取り組みが行われています。

〇夜間の観察日誌（観察内容等を引継ぎノート、業務日誌（パソコン入力等）に基づき、引継ぎ申し送り（夕方、朝方）が行われ、当日の業務スケジュールや仕事の任務の確認も行われています。

（改善が必要な点）

〇相談支援担当（ケースワーカー等）の外部対応等、家族等や委託先や関係機関等の調整等の対応が多くなると、一時保護所が必要とする情報が遅れる場合があります。

〇職員一人ひとりお互いの良い所を伸ばし協力して働ける風通しの良い職場作りに今後も継続して取組まれる事に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

〇夜間等の児童指導員（会計年度任用職員）の業務に対する経験や年齢の違い等による意識を統一するために、目的、目標にする指標である一時保護所の理念・基本方針等を改めて議論を重ねる等、２４時間のこどもへの支援活動の連続性が重要となります。一時保護所入所のこどもにとって、日中・夜間においても重要な生活習慣を学ぶ時間でもあります。職員の誰もが共通の認識による、こどもへの最善の取り組みに向け、チーム連携の精神で対応されることを期待します。

〇ＡＩやモバイル端末の活用など記録作成･管理等における職員の負担軽減の為の取り組みに向け今後も進めて行かれる事に期待します。

４．関係機関との連携

項目	評価項目	評価
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
34-1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
34-2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
34-3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
No.35	警察等と適切に連携しているか	A
35-1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
35-2	警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

〇嘱託医師の契約締結が行われており、地域の総合医療機関、小児科、精神科、整形外科、心療内科等との医療連携を整える等、必要時の対応による診療を行う体制が整っています。

〇看護師を中心とした入所児童の健康管理、受診、保健衛生、健康教室等の対応に加えて、こどもの体調変化等への問診・検温・血圧測定及び緊急時の嘱託医との対応、一時保護所担当、相談支援課の相談等業務支援員との連携及び病院への同行等による適切な対応が行われています。

（優れている点）
〇児童相談所への警察ＯＢ配置等により警察との面会や対応の発生時は、連携窓口としての調整によるこどもへの不安解消の説明等、安心して対応を行うための支援の実施が行われています。

〇今年度から看護師が会計年度任用職員として採用され、更なる地域の医療機関との連携や医療が必要な症状への対応や緊急時対応が行われています。

（改善が必要な点）
〇
（今後の取り組みに関する提案）
〇

第３部 一時保護施設における支援

１．一時保護施設の運営

項目	評価項目	評価
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
36-1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）	〇
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
37-1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	〇
37-2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	〇
37-3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	〇
37-4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している	〇
37-5	こどもが一人になれる時間や場所がある	〇
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
38-1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	〇

38-2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
38-3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
38-4	遊具や備品について定期的に点検している	○
No.39	食事を適切に提供しているか	S
39-1	食事の安全・衛生を確保している	○
39-2	食事を適時適温で提供している	○
39-3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものになっている	○
39-4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
39-5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
39-6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
39-7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	○
No.40	こどもの入浴は適切か	A
40-1	入浴の回数や時間は適切である	○
40-2	入浴時間帯は適切である	○
40-3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
41-1	衣服の清潔は保たれている	○
41-2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
41-3	発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている	○
41-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
41-5	こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
41-6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
42-1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
42-2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A

43-1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
43-2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
43-3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
43-4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
44-1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）	○
44-2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
44-3	在籍校との連携を図っている	△
44-4	通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	○
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
45-1	こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
45-2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
45-3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-4	無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
45-5	無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている	○
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	B
46-1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
46-2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○２４時間のこどもの受入体制が整備され、入所者がいない場合においても夜間の児童指導員は配置（１名）して一時保護事業の運営が行われています。 また、一時保護（緊急時含む）のマニュアルが作成され、健康状況の把握の実施、専門医の診察・検査が必要なケースは、こどもや保護者等の同意を得て、医療機関に受

診する等の配慮が行われています。

〇一時保護所の生活における日課の決定に向け、こども（年齢に即応）の生活リズム（起床、就寝時間の設定）に配慮し、心理面やコミュニケーション状況、生活習慣、学習等を通じた行動観察（一時保護所での観察会議の実施）を心理司と情報共有を図り判定会議へつなぎ、こどもの状況に即した柔軟な支援・指導が行われています。
無断外出があった場合は、こどもの身体と命を守ることを基本にしたマニュアルにより対応が行われることとなっています。

〇バスケットリングやバトミントン、卓球ができる室内（フリースペース）や屋外のグラウンド（球技等の広い場所が必要な場合は、隣接の浜田市の公園を借用等）での運動スペースの確保や遊具や備品等の定期点検も行われています。

〇こども達が自由時間に過ごせるスペース（食堂の一画にスペースを確保して、ＴＶ、ＤＶＤ鑑賞、ボードゲーム等）の確保に加えて、一時保護所活動計画（月間）が策定され、学習、所内行事レクリエーション等、自由に参加できるようになっています。

〇緊急時や季節に応じた衣服のこどもへの貸し出しや新品の下着の提供が行われており、共同生活の場であることから私服等は、余りにも露出が過ぎるものは丁寧な対応等により理解を深める取り組みが行われています。

〇食事は、調理員が１ヶ月分（一週間の献立表が食堂へ掲示）作成され、看護師による食べることの大切さ等をこどもへの丁寧な説明が行われています。
また、行事食や季節の食材を活用した安全に気を付けた食事が提供され、食物アレルギー等は、入所時にケースワーカー等からの事前の情報共有が図られています。
事故がないよう対応しておられます。

〇役職としての採用は有りませんが、複数の保育士が在籍されており、保護所内での乳幼児への適切な保育は可能となっており、緊急対応できるよう備品等が常備されています。

（優れている点）
〇調理専任の調理員が配置され、こどもの希望・要望の聴き取りによる食事メニューの検討、手作りによる昼・夜の調理の実施、一時保護職員による食事前の検食の実施や残食チェック等、家庭的な温かみのある環境の中、適温の食事提供が行われています。

（改善が必要な点）
〇在籍校への通学支援ついて、管轄が広域である事もありますが、実施されるケースがあまりみられません。
こどもの意向確認を含め対応できる体制作りに期待します。

（今後の取り組みに関する提案）
〇乳幼児への家庭内虐待も後を絶ちません。乳幼児の一時保護に対してのマニュアル整備や対応方法についても、４ヶ所の一時保護所において検討される事に期待します。

〇在籍校への通学支援ついて対応可能な職員体制として、正規職員の増員の検討に取組まれる事に期待します。

〇国、地方行政やこどもに関わる全ての団体や関係機関がこどもの命と暮らしを守り、育てる活動に向けた取り組みを再構築するための児童相談所からの地域への情報発信を期待します。

２．アセスメント・支援方針

項目	評価項目	評価
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
47-1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
47-2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
48-1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
48-2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
48-3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
49-1	観察会議を適切な頻度（原則として週 1 回）で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
49-2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○

No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
50-1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している	○
50-2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
50-3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
51-2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している	○
51-3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
52-1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
52-2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
53-1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
53-2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
53-3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○児童相談所と併設された一時保護所の運営の強みを発揮して、相談部門の職員（児童福祉司、児童心理司等）が一時保護所の朝の引継ぎや観察会議（毎週）へ同席し情報共有が行なわれています。 ○児童相談システムの検証、活用等、こどもの行動観察や家庭環境の状況等の情報共有を適切に行う等のこどもへの支援が行われています。

〇一時保護所内の観察会議（毎週）が実施され、相談支援課との判定会議において、こどもの心理・行動診断等の意見を提言し、援助支援方針等に向けた検証や支援方針の決定にも係わりを持った取り組みが行われています。
また、こどもの保護解除のタイミング、保護者関係との再構築、委託施設（里親含む）等への引継ぎ等への対応についても一時保護所として必要な意見を伝えておられます。

（優れている点）
〇日中、夜間（夜間等児童指導員）のこどもの生活記録（援助内容、行動観察等）がパソコン記録による保護業務記録（昼間）や児童観察日誌（夜間）として、朝夕に確実な引継ぎ申し送りが実施され、切れ目のない２４時間体制の一時保護所が運営されています。

〇こどもの日常生活の現状（生活態度、言動、行動、対人関係等）が行動観察記録として作成され、組織全体で情報共有を図る等の取り組みが行われています。

（改善が必要な点）
〇こどもの行動観察は、こどもが安心して生活できる環境が整えられていることが基本であり、こどもが自分の表現や意見、生活態度を深堀する重要なアセスメントとなります。
こどもの日常生活の姿を客観的に観察することが重要となります。

（今後の取り組みに関する提案）
〇行動観察の振り返り（昼間・夜間）に際して、こどもの生活状況の事実と背景やストレングス（長所・強み・出来る事に着目する等）を見出す等の行動観察に向けて、常に職員間の共通意識を持ち続けた取り組みに期待します。

〇判定の為の資料として活かされるよう、記録の振り返りを充分に行い、主訴に対して記録の視点はぶれてないか、記録を情報共有し判断できているか等、一時保護所として作成した援助方針をチームとして情報共有される事に期待します。

〇退所後も、こどもが何かあれば、自分自身を守れるよう自らＳＯＳが出すことが身に付くように支援されることに期待します。

３．こども個別の特性や課題等への対応

No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
54-1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
54-2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
54-3	一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている	○
54-4	ＰＴＳＤの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
55-1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
55-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
55-3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
56-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	△
56-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	△
56-3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	△
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
57-1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	○
57-2	障害特性に応じたケアを行っている	△
57-3	周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている	△
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
58-1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
58-2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○

58-3	服薬管理を適切に行っている	○
58-4	誤薬防止策を講じている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○性的な問題を有するこどもの受入れ時には、ケースワーカー、児童心理司、児童相談員、看護師・医師（嘱託）等による多職種によるカンファレンスの実施による支援方針が共有された支援が行われています。 ○特別なケアが必要なこどもには主任児童心理司を中心にケースワーカー・医師・看護師等の連携による対応が行われています。 ○重大事件に係わる触法少年の司法の結果が出るまでの支援や破壊行為、自傷・他傷行為、無断外出等の可能性がある等の不安定なこどもへの「個別対応実施計画書」が作成され、相談部門（ケースワーカー、児童心理司等）、一時保護所の昼間・夜間等指導員等の行動観察等の共有を深めた取り組みが行われています。 ○施設はバリアフリーの環境が整備され、障がい特性に沿った援助に向けた検討に基づき、障がい状況に応じた支援・援助が行われています。 浴室、トイレは、場合によっては対応不可となる場面もあります。 ○発達障害児に対しては、職員（一時保護所正職）への「精神・発達障害への配慮と支援」の研修が実施される等の知識習得に努められ、現場では、児童心理司からの支援による対応が行われています。 （優れている点） ○今年度から看護師の配置が行われ看護師を中心に服薬管理も行われ、一時保護所事務室の服薬カレンダー等の活用により誤薬の発生がないよう管理されています。 また、必要時にはアレルギー児へのエピペン対応、インシュリン投与も対応等も行われます。 （改善が必要な点） ○重大事件に係る触法少年に対する支援体制の構築を検討する事が必要です。 県内の統一的に明文化されたマニュアルの作成、県内の他の児童相談所・一時保護との連携（空き部屋への対応等）や委託先との関係性の構築等の取り組みの検討に期待します。

〇障害のあるこどもに対してもそれぞれの障害特性の違いがあると想定します。
外部施設へ委託入所依頼も想定されますが、特性に応じた支援（援助内容）方針等のマニュアル作成等に期待します。
近年、増加傾向にある強度行動障害の研修も実施されることを期待します。

（今後の取り組みに関する提案）
〇一時保護される必要のあるこどもの様々な状況に応じた適切な対応ができ、こどもが安心・安全に過ごすことができるように体制の整備を望みます。

〇触法少年、障害特性の多様化、乳幼児（０歳～２歳児等）の未就学児等、一時保護される必要のあるこどもの様々な状況に応じた適切な対応ができ、こどもが安心・安全に過ごすことができるように環境や体制の整備（委託先含む）に期待します。

４．一時保護施設からの退所に向けた支援

No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
59-1	一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	〇
59-2	里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	〇
59-3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	〇
59-4	こどもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方についてこどもに伝えている	〇
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
60-1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	〇
60-2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	〇
60-3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	〇

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

〇一時保護の解除は、こどもの安全が確保され、日常の暮らしが安らかに過ごせる環境が最も重要視されています。
判定会議において、こどもの生命の保持や心身を阻害する条件等を最優先に、多角的な評価が行われ、一時保護所解除、延長、施設委託、里親等への移行等の多様なケースを想定した援助方針につなげ、問題点を解決するための方針が決定されています。

〇こどもの意思を尊重するために、解除後の生活環境（意見・要望、意思等）の意思調査を実施する等、安全な環境を確保した上で、こどもの思いを尊重した対応が行われることとなっています。

〇委託施設（里親含む）等の入所の場合は、こどもの理解や納得を得るために相談支援課（ケースワーカー等）を中心とした事前の委託先施設（里親含む）への訪問等で必要な場合の対応が行われています。

〇一時保護所解除後においても、児童相談所へはいつでも気軽に相談の連絡出来る旨の説明が行われています。

（優れている点）

〇相談支援課（ケースワーカー等）との連携が一時保護期間中に十分図られていることから家庭への移行や委託先施設（里親）等への引継ぎ情報も適切に伝えられています。
委託先施設（里親含む）へこどもの事前の見学等が必要（こどもが不安を表明する等）な場合は、ケースワーカーと一緒に訪問も行われています。

（改善が必要な点）

〇保護中や退所後のこどもに対しては、ＳＯＳの出し方の説明等が行なわれていますが、実際に困った時のＳＯＳの出し方、やり方等の具体的で実践的な支援（練習等）による理解を深める取り組みも大切と考えます。

（今後の取り組みに関する提案）

〇委託先施設（里親）等へ移行後に於いてのアフターフォローにおいて、児童相談所での援助（支援）方針等の内容等の検証を定期に実施する等の取り組みによる多様な特性等のケーススタディを積み上げる等、一時保護所内での行動観察状況と委託先での日常生活の整合性等につなげた支援（援助）を行う等、更なる一時保護所におけるこどもへの行動観察等の質の向上に努められること期待します。

第４部 一時保護施設の管理運営

１．安全管理

No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
61-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
61-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	○
61-3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
61-4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
62-1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
62-2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
62-3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
63-1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
63-2	避難訓練を毎月１回以上実施している	○
63-3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
64-1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
64-2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
65-1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
65-2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあった場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
65-3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
65-4	こども以外の者への返還は適切に行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○児童相談所の運営の事業計画である児童相談所運営方針（基本姿勢、共通事項、重点

事項）に加えて、各種マニュアル（一時保護所マニュアル）が明文化され、職員への周知を図り事業の運営が行われています。
今年度においても、一時保護所看護師業務マニュアル、調理衛生管理マニュアル、夜間等児童指導員業務マニュアル等の編集や見直し等が実施されています。

〇児童相談所全体では、ＢＣＰ（事業継続計画）及び消防計画等の策定による防災（避難・消火）訓練（年２回）が実施され、一時保護所では、毎月の自衛消防訓練（６月：風水害訓練）実施する等、緊急事態の発生時の意識や動作を適切に行うための取り組みが行われています。

〇安全点検実施要領（遊具安全点検簿）に基づき、遊具点検（毎月）の実施に加えて、日常の業務運営におけるヒヤリハット、インシデント情報も収集され、危険予知の対応に活用されています。

〇日常生活でのケガや事故の場合は、看護師を中心とした関係医療機関（嘱託医含む）と連携した対応が行われています。
また、感染症対策（インフルエンザ、コロナ、ノロウイルス等）としてのマニュアル策定に基づいた支援（勉強会の実施等による）が行われています。
感染症発症時は、静養室が無いことから居室での静養となり、隔離が難しい状況も発生していますが、児童相談所や空き居室を利用する等、対応しています。

〇一時保護入所時において、こどもの「所持品保管台帳」が作成され、携帯電話（スマートフォン）、パソコン、ゲーム機、危険物等は、預り物としてロッカー（施錠）へ保管され、一時保護所の解除時に「返還確認書」による返納、預かり金がある場合は、「預り金返還受領書」が作成され、一時保護所の解除時に「預り金処理確認書」等による返還等、適切に処理が行われています。

（優れている点）
〇一時保護所に入所するこどものケガ、病気対応対策として保護係（今年から看護師配置）等を中心に受診券の発行、管理、受診への同行等が行なわれています。

（改善が必要な点）
〇法改正時や業務改善等への対応として、全ての各種マニュアルの定期的な点検による見直しを図り、職員への勉強会の実施等に期待します。
（各種マニュアルの維持、現行化された適正な業務運営の実施に向けて）

（今後の取り組みに関する提案）
〇島根県の就業規則、倫理規程等に加えて、島根県内の一時保護所の各種運営マニュアルを分野単位（業務運営、安全管理等）に分かり易く区分する事により、新人職員や会計年度職員の理.解度向上を図り、即戦力に活用できる等の編集が有効と考えます。更に、島根県内の一時保護所間の連携による相互応援等の有効性を担保し、こどもへの共通的な支援の質の維持向上を図る目的として、４ヵ所の一時保護所の業務マニュアルの統一化が望まれます。
また、地域事情を勘案した特性を各保護所で追加付加する等による業務運営の手順の作成に向けての取り組みに期待します。

２．施設運営計画

No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
66-1	事業画を策定している	〇
66-2	事業計画に基づく取組みを実施している	〇
66-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	〇
66-4	策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	〇
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A
67-1	自己評価を定期的に行っている	△
67-2	外部評価を定期的に行っている	〇
67-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	〇
67-4	職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	〇
67-5	こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	〇

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）
〇児童相談所全体の担当部門別の個別事項としての浜田一時保護所事業計画が策定され、児童相談所運営指針を踏まえた一時保護所施設としての基本理念、運営方針が明文化され、判定保護課の一時保護所の運営の運営について、事業方針が示されています。

〇事業計画や研修計画等の評価は、毎月の業務実績の取りまとめやその検証に加えて、

年度末に一時保護所内の会議において、職員間での振り返り等の討議（自己評価や意見、要望等）を行い次年度の事業方針への反映へと繋がれることとなっています。

〇一時保護所の更なる質の向上に向けた福祉サービス第三者評価の受審が継続的に行われています。

（優れている点）

〇一時保護の目的として、こどもの最善の利益を最優先に考慮した浜田児童相談所組織の相談支援課と一時保護所（判定保護課）の職員間の情報共有が密に行われる等、相互の協力体制による業務の推進が行われています。
一時保護所（判定保護課）の夜間等児童指導員、日中支援の児童指導員等の業務引継ぎ（朝夕ミーティング等）へ、相談部門（ケースワーカー、主任心理司等）が同席して、こども（家庭等）や委託先、就学、その他の相互に必要な情報共有を図る等、こどもへの支援が円滑で齟齬が発生しないための取り組みが行われています。

〇児童相談システム等により部門間で相互に各種の作業記録が検索でき、チームの可視化による効率的な業務遂行が進められています。

（改善が必要な点）

〇組織の事業計画（当年度の運営方針）に対する、職員（職能、職級単位）の事業目標（職務分掌表）による役割・機能が明確にされていますが、定量的な目標設定が不透明であり業務に対する自己評価（職員個々）が難しい状況であることから
自己評価指標等を明確に示すことが必要となります。

〇一時保護所に於いては会計年度任用職員の方が多く勤務されています。
シフト勤務という事もあり職員全員での振り返りや研修の場を持つことが難しい状況ですが、全職員が振り返りや研修の機会を持たれる事に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

〇一時保護所事業計画（こども本位の養育・支援・一時保護所の運営・研修への参加や業務スキル等）における職員一人ひとりに対する業務目標を明確にして、達成度の個人の自己評価（達成度、課題への今後の対応等）の振り返りに対する、上長による必要な指導・アドバイス等によるこどもへの養育・支援の質の向上に向けた取り組みに期待します。